

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目			税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
			円	円	円
課税売上額 (税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④				※第一表の④欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦				※第一表の⑦欄へ
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧				[%] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)		
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課5課95 税億税% 売売未 上上満 超割の 高又合 がはが合 控の 除調 額整 差 引	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱			
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦)	⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				
控除対象仕入税額 [(⑰、⑱又は⑳)の金額]±㉑±㉒±㉓がプラスの時	㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ		
控除過大調整税額 [(⑰、⑱又は⑳)の金額]±㉑±㉒±㉓がマイナスの時	㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑫欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合には、⑩又は⑫欄には次の算式により計算した金額を記入します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑩} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑫} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額（特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額）} \times \frac{7.8}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{100} \right)$$

- (4) ⑪及び⑫欄は、課税売上割合が 95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。